

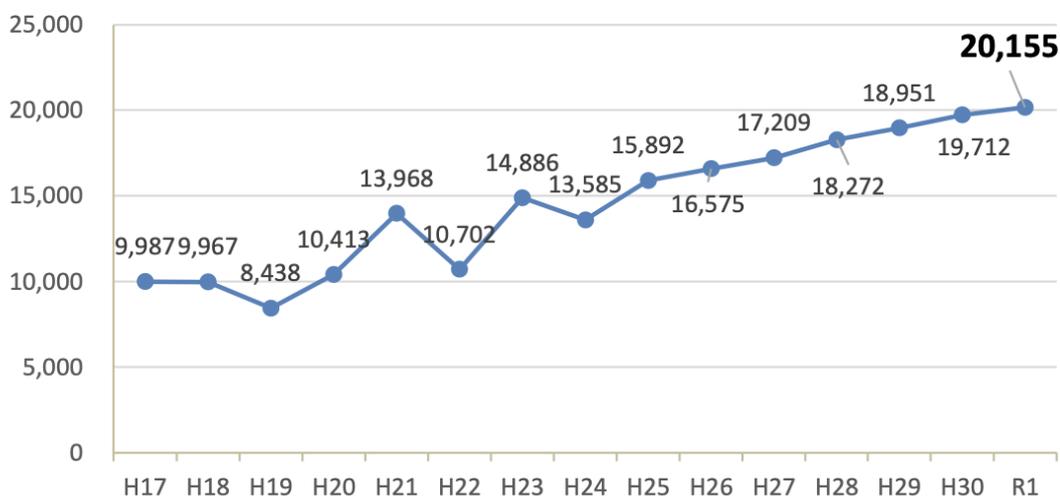


医療的ケアが必要な子どもたち

小児科 村山 和世

「**医療的ケア**」とは、一般的には学校や自宅等で日常的に行われている、たんの吸引、胃管胃瘻からの栄養剤の注入などの経管栄養、気管切開部からの吸引や気管カニューレといって、呼吸するためのチューブの管理等の医行為を指しています。それらが必要な児を医療的ケア児と呼んでいます。小児医療、新生児医療の技術の発展から、医療的ケア児は年々増加傾向にあり、推定数は令和1年度で20000人を超えるといわれています。ここ15年で倍の数になっています。

在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)

この言葉の発端は、1990年代に入り医療的配慮を必要とする生徒が増えている教育現場で取り組みが進み、その中で、1992年、元大阪府立茨木養護学校長の松本先生が「医療に関係するけれど医療そのものでないから『医療的ケア』と呼ぼう」といった言葉がはじまりです。医療的ケア児は重度の知的障害や肢体不自由が重複している寝たきりの重症心身障害児から、通常学校へ通学できる能力がある子までさまざまな状態の子ども達が含まれています。

医療的ケアには、吸引と経管栄養・気管切開部の管理以外の医行為も、幅広く医療的ケアとして扱われるようになってきました。具体的には、人工呼吸器や、ネーザルハイフローという機械での呼吸補助、酸素投与、インスリンなどの皮下注射、間欠的導尿、人工肛門の管理などの医療行為に加え、生理食塩水や薬剤の吸入などのネブライザー吸入、痙攣時の抗痙攣薬の座薬の使用なども医療的ケアとして扱われて

- ①人工呼吸器(NPPV, ネーザルハイフロー, パーカッションベンチレーター, 排痰補助装置, 高頻度胸壁振動装置を含む)
- ②気管切開カニューレ
- ③鼻咽頭エアウェイ
- ④酸素療法
- ⑤吸引
- ⑥ネブライザー使用・薬液吸入
- ⑦経管栄養
 - ・経鼻胃管, 胃瘻
 - ・経鼻腸管, 経胃瘻腸管, 腸瘻, 食道瘻
 - ・持続経管注入ポンプ使用

- ⑧中心静脈カテーテル
 - ・中心静脈栄養, 肺高血圧症治療薬, 麻薬など
- ⑨その他の注射管理
 - ・皮下注射(インスリン, 麻薬など)
 - ・持続皮下注射ポンプ使用
- ⑩血糖測定
 - ・利用時間中の観血的血糖測定器
 - ・埋め込み式血糖測定器による血糖測定
- ⑪継続する透析(血液透析, 腹膜透析を含む)
- ⑫排尿管理
 - ・利用時間中の間欠的導尿
 - ・持続的導尿(尿道留置カテーテル, 尿路ストーマ, 膀胱瘻, 腎瘻)
- ⑬排便管理
 - ・消化管ストーマ
 - ・利用時間中の摘便, 洗腸
 - ・利用時間中の浣腸
- ⑭痙攣時の管理
 - ・座剤挿入, 吸引, 酸素投与, 迷走神経刺激装置の作動など

います。

北部病院にはたくさんの医療的ケア児が通っ

ています。

人工呼吸器は、7人、酸素投与は6人、気管切開されている児が5人、胃瘻、胃管を含む経管栄養は17人、自己間欠導尿が5人、インスリン皮下注射を行っている児が5人います。年齢は幅広く、0歳児～高校生となっています。これら医療的ケアは重なっていることが多く、重症児ほど、多くの医療的ケアを要しています。



医療的ケア児の**就園・就学にあたっての問題点**としては、医療的ケアを学校などで行ってく

る人が不足していることが挙げられます。医行為は医師、もしくは医師の指示のもと看護師が行うことを基本としていますが、看護師の数は不足しています。ケアの重症度によって学校を選択せざるを得ず、知的レベルに合わない学校の選択や、訪問教育として自宅での教育を選ばざるを得ない場合があります。実際に、文部科学省のまとめた資料によると、人工呼吸管理をしている児は、通学している児より、訪問教育を受けている児の方が多い傾向にあります。

さらに、通学できていても、保護者が学校で待機し、学校でのケアも保護者が中心となっている場合があります。ケアが重い児は通学の際にスクールバスを使用できず、保護者が体調不良となった場合には登校できないこともあり、教育の機会が均等に与えられているとは言えない状況が現在もあります。自治体によっても対応が異なることも問題点として挙げられています。

それらケアする人員の不足の**問題を解決する策**として、看護師の配置事業

や教員等が医療的ケアを行うための認定制度があります。看護師の配置事業では、病院や訪問看護ステーションから看護師の配置を推進する事業であり、通常学校への配置ができれば、特別支援学校以外の通学の選択肢も増えます。さらに、認定特定行為業務従事者として、吸引や注入などの行為は、研修を受け認定された教員等が行うことができるような制度があります。現在、認定特定行為業務従事者の研修は一部の施設でしか行われておらず、沖縄



県では 5 人のみ認定されています。看護師との協力のもと、担任教師などがケア者となることができれば、医療的ケア児が安心して安全に、学校生活を送ることができる様になり、保護者の負担も軽減するはずです。まだ構想中ですが、これから北部病院小児科での特定行為の研修を行うことができるような仕組みを構築していけたらと思っています。

保育園や、学校へ通えることにより発達が伸び、他の子どもたちと交わることで、社会性を身につけ、子ども達が家族から離れて自立した学校生活を送ることはとても意義のあることです。また、医療的ケアの児がいることにより他の子ども達が手助けしたりと周囲への影響も大きいこともメリットになります。やんばるの子ども達が健やかに、学校へ楽しくいける様な社会が作れるよう、地域の中核病院として関わって行けたらと思います。

